

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	林群弼君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.10 (1991. 10) ,p.52- 56
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19911028-0052

特別記事

林群弼君学位請求論文審査報告

林群弼君が法学博士（慶應義塾大学）学位を請求するために提出した論文は、「船舶堪航能力について」と題する二〇〇字詰原稿用紙二六〇〇枚余のモノグラフィであって、以下のように構成されている。

一 序説

二 船舶堪航能力の概念

(一) 船舶堪航能力の意義

(二) 船舶堪航能力の内容

- (1) 船体能力、(2) 運航能力、(3) 堪荷能力

三 船舶堪航能力の立法沿革

(一) 海商法の法系

- (1) 大陸法系 ①フランス法系 ②ドイツ法系、(2) 英

米法系 ①イギリス法系 ②アメリカ法系、(3) 統一法

系、(4) ソヴェエト法系

(二) 船舶堪航能力の海事法史

(三) イギリス法における船荷証券中の免責約款の発達及び

その制限運動

(四) ハーター法の成立とその影響

(五) ヘーグ規則の成立

(六) ヘーグ規則の各国法への浸透

- (1) イギリス法、(2) アメリカ法、(3) フランス法、(4)

ドイツ法、(5) 日本法、(6) 中華民国法

四 堪航能力担保義務の性質

(一) 無過失責任説と過失責任説

- (1) 無過失責任説、(2) 過失責任説

(二) 堪航能力担保義務の性質と範囲を取り上げた判例とその検討

- (1) 事実の概要、(2) 判旨 ①東京地裁の判決 ②東京

高裁の判決 ③最高裁の判決、(3) 検討

五 堪航能力担保義務における「相当の注意」について

(一) 「相当の注意」の概念

(二) 「相当の注意」行使の時期

(三) 「相当の注意」行使の人的範囲

六 拳証責任

(一) ヘーグ規則

(二) ドイツ法

(三) フランス法

(四) イギリス法

(五) アメリカ法

(六) 中華民国法

(七) 日本法

七 結び

以上の構成から自ずと推認されうるとおり、本論文は課題に対してきわめてオーソドクスに、骨太に接近を試みた力作であつて、まず何よりも審査員一同は、林君が、同君にとっては外国語である日本語をもつて思考し、かつその成果を記述しつづけたことに敬意を表するものである。以下において、本論文の内容および林君の見解ないし主張をきわめて要点的にとらえたいので、審査員一同の本論文に対する評価を述べることにする。

海上物品運送は、貨物を積んだ船舶が無事に航海を完成し、貨物を遅滞なく安全に荷受人に引渡すことを目的とするものであるから、運送用具である船舶が堪航能力を有しているということが、海上企業活動の拠って立つ基礎である。そのため、船舶堪航能力の問題は、人間が海上企業活動を展開しはじめたときから海事法秩序の中心的な問題の一つとして論じられてきているが、「とりわけ造船、航海技術の不断の進歩に伴う船舶構造の複雑性に対応して……古い問題であると同時に、なお新しい内容をもつて、重要な位置を占めるもの」(第一章序論)である。特に、地理的必然として海事国家たらざるをえない日本および中華民國(台湾)にとつて、その問題は一層重要性をもつわけであるが、両国(ことに台湾)における先行業績は必ずしも十分ではない。本論文の序説では言葉が抑制されているが、母国台湾において海商法研究を続けることを志している林君の問題

意識もまたそこにあるものと思われる。

第二章では、「船舶堪航能力」の概念が検討される。堪航能力の意義についてはさまざまな見解があり、特に近時日本ではその中に堪航能力を含むか否かが争われているが、世界的な傾向としてそれを含む見解が有力になってきており、中華民國海商法では、ヘーグ規則の趣旨にもとづいて、明文上、堪航能力が航行適格性および運航能力のほかに堪航能力をも含むものと定められるに至っている。林君もこの立場に立ち、堪航能力を含まないものとする日本の学説を詳細に批判したうえで、その内容の問題に検討を進める。

堪航能力の内容は、右のような林君の立場に従つて、「船体能力」、「運航能力」および「堪航能力」の三つに分けて考察されている。それぞれ「内容」というにふさわしく具体的に詳しく考察が加えられるが、とりわけ堪航能力については、「特殊貨物に堪える能力」、「甲板積みの場合」、「積付不良の場合」等の各事例が細分されてとりあげられ、英米の判例、諸外国の立法例、日本の学説等膨大な資料にもとづいて事細かに論じられる。そして、それらの考察は、中華民國海商法の規定のあるべき解釈への提言に収斂されるのである。

第三章では、船舶堪航能力を担保する義務を、船主が法的に負うに至る沿革が考察される。まず、海商法の意義と性質を検討し、その世界統一法的性格から比較法的な法系の価値を認めないとする見解を紹介したうえで、林君は、「確かに海商法は

その規制対象や、合目的性、技術性というその性格も手伝って、その国際的統一は他の部門に較べて比較的容易である。しかし、海商法中で国際的統一の実現している部分は、なお、小部分に止まり、その他の広範な部分については、従来の伝統的な海商法が行われているのが、現在の実状である。従って、各国海商法につき比較法学的考察を試み、現在の各国の海商法を理解するために、主要海上企業国の海商法の間にとどのような法系があるかを明らかにすることが、依然として相当の意味をもつといわなければならない。という。このような主張の行間には、林

君の台湾海商法学確立への情熱を読みとることが出来る。そして、主要海上企業諸国の海商法をフランス法系、ドイツ法系、イギリス法系、アメリカ法系の四法系に分け、それぞれの国の立法の沿革と特色とを概観する。そのうえで、それらのいずれにも属さず、一九世紀末以降の各種海事国際条約を国内法化した国の海商法を統一法系（近代法系）、革命後のソウィエト海商法をソウィエト法系（社会主義法系）としてとらえる。このような法系の分類の中で注目される点は、中華民国（台湾）海商法が、ドイツ法系および統一法系のどちらにも属するものとして位置づけられている点である。これは、沿革的に中華民国海商法がドイツ法系に属する日本商法を範として制定されたが、台湾が海上企業国として自立し発展する段階では、いちはやく、船主責任制限、船舶先取特権、海難救助などに関して国際統一条約の成果を国内法にとり入れたことによるものとされている。つ

ぎに、海商法の中でも特に本論文のテーマである船舶堪航能力に関する規定について、その歴史的沿革が展望される。ここでは、古代のロード海法、中世のオレロン海法、コンソラート・デル・マールおよびウィスビー海法から、近世以降の国家法としての海商法に至るまで、船舶堪航能力に関する規定とそれとの時代におけるその機能とが検討され、結局、一六世紀のオランダの海事勅令における海上保険者の不堪航船舶に対する免責規定が、今日的な意味での船舶堪航能力に関する規定の先駆であるものと評価する。

しかし、林君によれば、船舶堪航能力について近代を画するきっかけとなったものは、イギリスで慣習的に用いられた備船契約約款における船舶堪航能力担保条項の絶対化と、これに対する免責約款の拡大であるという。すなわち、中世以来備船契約約款の中に採用されてきた船舶堪航能力担保条項が、その後のコモン・ローによって絶対責任化されていくという傾向に対して、船主は免責約款をもって対抗したが、免責約款の濫用から荷主の利益を護るためにその合理的範囲を策定するための運動が一九世紀末からつきつきと起こり、それが主要荷主国であるアメリカのハーター法として結実して行く。そして、ハーター法によつて代表される荷主国と免責約款をもつて対抗しようとする船主国との「たたかい」が、第一次大戦をはさんで四段階にわたって行われ、ついに近代的船舶堪航能力制度の基礎となるヘーグ規則の成立へと至る。林君は、本論文において、こ

の過程を膨大な文献の渉猟にもとづいて跡づけるとともに、ヘーグ規則の内容を詳細に分析して、それが近代的船舶通航能力制度の基礎たるゆえんを述べる。さらに、ヘーグ規則の各国法への浸透が詳細に論述されるが、その中で、中華民国海商法への浸透の部分は、わが国にはじめて紹介されるものである。易經の記述から説きはじめるこの部分は、二〇〇字詰原稿用紙五五〇枚に及ぶ膨大なもので、第二次大戦後独立した中華民国（台湾）の立法史としてもきわめて興味深い。

第四章は、日本商法における船主の船舶通航能力担保義務につき、解釈論上もつとも問題になっているその義務違反による責任が無過失責任か過失責任かという点を、「船舶通航能力の性質」の観点から理論的に検討する。すなわち、この問題に関する日本の文献をほぼ完璧に網羅し、対照し、さらに、リーディング・ケースである昭和四九年三月一五日の最高裁第二小法廷判決を第一審の事実から詳細に分析したうえで、林君は、日本の有力学説（全圭・倉沢の見解も含む）に反対し、日本商法七三八条の船舶通航能力担保義務には堪荷能力担保義務も含まれるものと解して、その義務違反による責任を過失責任として把握する。日本商法上の船舶通航能力担保義務の沿革的な淵源であるイギリスのコムン・ローの考証にもとづく林君の有力学説批判は、きわめて示唆に富む。全圭・倉沢も、自説の再検討の契機を与えられたことを多とするものである。

船舶通航能力担保義務にもとづく責任が過失責任であるとき

には、その責任発生の要件は「相当の注意」(Due diligence, *une diligence raisonnable*)を怠ったことである。第五章は、「相当の注意」という文言が制定法上の用語としてはじめて採用されたのはアメリカのハーター法においてであるということを重視し、ハーター法下の判例を分析して、その相対的・非固定的な解釈が参考にされるべきであるとする。また、相当の注意を払う（行使する）べき時期が航海の開始以前であることの根拠、および、相当の注意を払うべき船主の補助者の範囲についても、ハーター法およびヘーグ規則に依拠して考察が加えられる。

第六章は、船舶通航能力担保義務違反による船主の責任を追及する訴訟における挙証責任の問題を、ヘーグ規則ならびにドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、中華民国（台湾）および日本の各国法に分けて考察する。ここでは、特に、イギリスのコムン・ローおよびアメリカのハーター法下の判例の検証が詳細であり、また、中華民国（台湾）の立法および実務の紹介が貴重である。さらに、日本ではこの点に関する見解が分れているが、林君は、日本商法七三八条も、「損害賠償請求権者は単に運送中における損害発生を証明すれば、運送人（船主）は船舶を通航状態におくために相当の注意を怠らなかつたことを証明しなればならないことを規定している」と主張する。結局は日本商法七三八条の解釈論であるが、通航能力担保義務の法的性質論にもとづくその解釈論には、説得力がある。

第七章「結び」の中で、林君は、「留学生にとって、外国法の勉強は手段に過ぎず、本当の目的は、諸外国法の長所を消化して、それを本国法中にかすことにある。」と述べている。そのような志にもとづいて、本論文では、随所で中華民國（台湾）法の立法論が展開されているが、同時にそれは、日本の学界にとっても他山の石たるべき性質のものである。そのところを、林君は、「この十年年間、良い研究環境を提供してくれた日本国の海商法界に対して、感謝の意をこめて、少しでも参考になればと、外国人の立場から、堪航能力担保義務に関する日本法について、その不当性を指摘しながら未熟な私見を述べてみた。」と書いているが、本論文が日本の学界に裨益するところもまた大きいものといわなければならない。

以上、きわめて要点的に本論文の内容を紹介したが、その紹介の中でもふれたように、本論文は「船舶堪航能力」という「古くて新しく」、かつ、海運国家にとってきわめて重要な問題を真っ向から、本格的に論じたものであり、文献の渉獵も網羅的で、しかもそれらの分析も意を尽くして、文字通りの力作であると評価できる。しかも、全体を通じて船舶堪航能力の法的性質についての林君なりの理論が一貫して展開されており、また、その理論にもとづく具体的な問題解決につき、随所に独創的な見解が見られる。

もとより、審査員としては、本論文に難点が認められないというわけではない。例えば、海上危険は今日海上保険による損

害填補をはなれては論じえないが、この点の考慮が欠落しないしは不十分であること、運送人の不法行為責任・債務不履行責任その他の法定責任（法定免責も含む）との関係が必ずしも十分に説明されているものとはいえないこと等である。しかし、これらの難点は、母国台湾で研究者の道を歩みつづける林君の他日にその克服を期待すべきものであろう。また、日本法についての学説の引用がやや冗長に見える点は、林君にとって日本法は比較法の対象であるという点を考慮すべきであらう。

以上のような次第により、審査員一同は、林群弼君の業績たる本論文は、法学博士（慶應義塾大学）に価するものと判断する。

平成三年五月一〇日

主査	慶應義塾大学教授	法学博士	倉沢康一郎
副査	慶應義塾大学教授		米津 昭子
副査	慶應義塾大学教授		阪埜 光男